

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年4月24日
【報告者の氏名又は名称】	セイコーエプソン株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 (同所は登記上の本店所在地であり、主な業務は「最寄りの連絡場所」 で行っております。)
【最寄りの連絡場所】	長野県諏訪市大和三丁目3番5号
【電話番号】	0266(52)3131(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画管理部長 小口 智生
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	セイコーエプソン株式会社 (東京都新宿区西新宿二丁目4番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の記載において、「法」とは金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。)、「令」とは金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含む。)、「府令」とは発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含む。)をいいます。

(注2) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注3) 本書中の「公開買付者」又は「当社」とは、セイコーエプソン株式会社をいい、「対象者」とは、エプソントヨコム株式会社をいいます。

(注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

エプソントヨコム株式会社

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3)【公開買付期間】

平成21年3月12日(木曜日)から平成21年4月23日(木曜日)まで(30営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部を買付けます。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成21年4月24日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に対して公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	45,774,521(株)	45,774,521(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券()		
株券等預託証券()		
合計	45,774,521(株)	45,774,521(株)
(潜在株券等の数の合計)	()	()

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	171,127
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	10
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成20年9月30日現在)(個)(g)	187,027
買付け等後における株券等所有割合 $(a+d) / (g + (b-c) + (e-f)) \times 100$ (%)	91.21

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者が所有する株券等(但し、対象者が保有する自己株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成20年9月30日現在)(個)(g)」は、対象者の平成21年2月6日提出の第85期第3四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合(%)」の計算においては、対象者の上記第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の発行済株式総数(187,952,054株)から平成20年12月31日現在の対象者の保有する自己株式(313,016株)を控除した187,639,038株に係る議決権の数(187,639個)を、「対象者の総株主等の議決権の数(個)(g)」として計算しています。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。